

～公開セミナーのお知らせ～

ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題

ー倒産法注釈書作成支援を通してー

現在、中央アジア諸国は、ウラン等の天然鉱物資源の供給国としてとみに脚光を浴びており、我が国の政治的・経済的な関心も、これまでになく高まっています。このような状況の下、今後、我が国において、中央アジア諸国における法制度・実務についての情報がますます重要になることが予想されます。

中央アジア諸国では、旧ソ連邦からの独立後、市場経済化社会への移行に伴う国有企業の民営化等に伴い、いち早く倒産法（破産法）が制定されたロシアに引き続き、倒産法が制定されました。

法務省法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して、中央アジア地域の主要国であるウズベキスタン共和国に対し、市場経済化促進のための法整備支援活動を実施してきましたが、2004年から、倒産事件を所管するウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの要請にこたえ、JICA 技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」の実施に協力してまいりました。その成果として、2007年3月に倒産法注釈書(ロシア語版)を発刊することができました。同プロジェクトにおいては、今後、同注釈書の日本語版、英語版及びウズベク語版も発刊する予定であり、2007年9月末まで活動を行う予定です。

そこで、今般、この倒産法注釈書の発刊に当たり、ウズベキスタン及び日本の同プロジェクト関係者を講師・報告者として、ウズベキスタンに対する日本の法整備支援活動としての同プロジェクトの概要を紹介するとともに、同プロジェクトの実施過程で判明したウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状やその問題点を採り上げ、今後の課題について考察することを内容とする公開セミナーを、下記の要領で開催することといたしました。

本セミナーで採り上げる倒産制度・実務の現状やその問題点、そして今後の課題については、ウズベキスタン以外の中央アジア諸国やロシアの倒産法制等における考察や比較研究にとっても有益な情報であると思われます。

以上、本セミナー開催に当たり、法整備支援活動を始めとする国際協力分野に興味をお持ちの方、また、中央アジア諸国やロシアの法律・経済分野に興味をお持ちの実務家、大学研究者・学生の皆様及び企業関係者の皆様等の御参加を心よりお待ちしております。

【開催要領】

- 1 日時：平成19年9月3日(月)14:00～17:00
- 2 場所：法務省法務総合研究所国際協力部「国際会議室」
〒553-0003 大阪市福島区福島 1-1-60 大阪中之島合同庁舎 2階
- 3 主催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構(JICA)



ウズベキスタン共和国倒産法注釈書
(ロシア語版：2007年3月発刊)

資料 2-1 「公開セミナー」開催案内

4 主な講演・発表内容

※講演・発表は、日本語・ロシア語の逐語通訳で行います。

『ウズベキスタン側から見たプロジェクトの意義と倒産制度・実務の改善のための最高経済裁判所の取組』

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官 アフマノフ・ヌルマット氏

『ウズベキスタン倒産法の変遷過程と注釈書発刊が倒産実務において果たす意義』

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長

(前ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官，倒産法注釈書執筆代表者)

アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏

『注釈書作成支援の概要と日本側から見た注釈書作成支援の意義』

大阪大学大学院高等司法研究科教授・弁護士 池田 辰夫氏

『注釈書作成支援作業における日本側からの提言内容について』

弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順氏

ほか

5 参加要領

参加費用は無料です。

参加御希望の方は、平成19年8月30日(木)までに、参加申込票に記載の上、下記お問合せ先まで電子メール又はファクシミリにて御送付ください。

また、法務省ウェブサイトの下記アドレスからお申し込みいただくことも可能です。

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houso25.html>

6 お問合せ先

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪中之島合同庁舎4階 法務総合研究所国際協力部

電話：06-4796-2154 FAX：06-4796-2157

E-mail：icdmoj@moj.go.jp

(担当：伊藤，尾世(おせ)，小岩)



ウズベキスタン共和国：1991年12月、ソ連邦の解体とともに独立。面積44万7400km²（日本の約1.2倍）、人口2660万人（中央アジア諸国最多）。首都はタシュケント（人口215万人。旧ソ連邦第4の都市）。公用語はウズベク語（ロシア語は民族間交流語）。民族構成は、ウズベク人が人口の8割を占め、他にロシア人、タジク人、カザフ人など。ウズベク人の中ではイスラム教スンニ派が優勢である。

公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・倒産実務の現状と今後の課題
—倒産法注釈書作成支援を通して—

2007年9月3日(月) 14:00~17:00 於:法務総合研究所国際協力部「国際会議室」
主催:法務省法務総合研究所・独立行政法人国際協力機構

プログラム

- 14:00~14:10 あいさつ (東京からテレビ会議システムにより参加)
法務省法務総合研究所長 松永 榮治
- 14:10~14:25
「注釈書作成支援の概要と日本側から見た注釈書作成支援の意義」
大阪大学大学院高等司法研究科教授・弁護士 池田 辰夫
- 14:25~14:40
「注釈書作成支援作業における日本側からの提言内容について」
弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順
- 14:40~15:00
「ウズベキスタン側から見たプロジェクトの意義と最高経済裁判所による
倒産制度及び倒産実務改善のための取組」(日露逐語通訳)
ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官
アフマノフ・ヌルマツト
- 15:00~15:20
「ウズベキスタン倒産法の変遷と注釈書発刊が倒産実務において果たす
役割について」(日露逐語通訳)
ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長
(前ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官,注釈書執筆代表者)
アジモフ・ムラツト・カリモヴィッチ
- 15:20~15:40 休 憩
- 15:40~15:55
「注釈書活用促進のための具体的取組について—地方セミナーの開催—」
(日露逐語通訳)
ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会
倒産企業清算・管財人監督部長
プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ
- 15:55~16:10
「民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について」
JICA ウズベキスタン事務所 シャリポフ・シャリフゾダ
(代読:JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム 竹内 麻衣子)
- 16:10~16:25
「ウズベキスタンにおける倒産制度及び倒産実務の問題点解決に向けた今後の課題」
法務省法務総合研究所国際協力部長 稲葉 一生
- 16:25~16:55 質疑応答(日露逐語通訳)
- 16:55~17:00 あいさつ
独立行政法人国際協力機構大阪国際センター次長 池城 直

資料 2-3 : 公開セミナー内容紹介 (開催記録)

あいさつ

法務省法務総合研究所長 松永 榮治



皆様、本日は、公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題—倒産法注釈書作成支援を通して—」に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

法務総合研究所では、1994年から民商事法分野についての国際協力を開始し、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」と申します。）を始めとする、学界、法曹界や経済界等各界の皆様の御協力を頂きながら、法整備支援活動を行ってまいりました。

そして、2001年に、法務総合研究所内に、法整備支援活動を専門に行う機関として、国際協力部を設置いたしました。

日本は欧米諸国から近代的な法制度を学び、日本の社会や文化に合わせて近代的な法制度を作り上げてきた経験を持っています。そのような日本の経験をいかして、経済的、文化的にもつながりが深い、同じアジアに属する国々を中心として法整備支援活動を行っています。

国際協力部では、JICA と協力して、2002年から、ウズベキスタンにおける市場経済化を促進するための法制度をテーマとした研修を日本において実施してきましたが、その経過の中で、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所から倒産法の注釈書作成についての支援要請がありました。

倒産法という法律は、特殊な法律であると考えられがちですが、市場経済化が進展し、市場原理に基づく企業間の競争が進展すればするほど、倒産法の重要性は大きくなるといえます。

これまで、ウズベキスタンでは、倒産法を解説した本格的な図書が作成されていないことから、倒産実務の運用がまちまちであったり、企業の再建手続が適切に選択されないなどの問題が生じているとのことでした。

そこで、法務総合研究所では、JICA と協力して、倒産法の注釈書作成についての支援要請にこたえることとし、2004年10月から注釈書の草案作成に向けた協議を開始し、2005年からは、JICA 技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」として支援を実施することとしたものです。

そして、注釈書の草案作成開始作業から約2年をかけ、ようやく2007年3月に倒産法注釈書ロシア語版を発刊するに至りました。また、今後、倒産法注釈書の日本語版、英語版及びウズベク語版も発刊する予定です。とりわけ、日本語版につきましては、日本語で執筆されている中央アジア諸国の法律関係文献の数が少ない現状の下、貴重な資料として評価し

ていただけるのではないかと存じます。

注釈書を発刊することの利点は、倒産法の条文の解釈等についての情報が明確化された上で、多くの人々に行き渡るようになることです。

ウズベキスタンにおける現在の倒産実務において生じている問題点は、注釈書を発刊すればそれで自動的に改善されるわけではありません。現在の倒産実務の問題点が本当に改善されるためには、この注釈書の内容が広く共有されることが必要です。

そこで、今回、注釈書の発刊を契機として、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所副長官、ウズベキスタン側の注釈書執筆代表者を始めとするウズベキスタンの倒産法専門家の皆様をお招きし、日本側の本プロジェクト関係者等とともに、ウズベキスタンに対する日本の法整備支援活動としての本プロジェクトの概要を紹介し、本プロジェクトの実施過程で判明したウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状やその問題点を取り上げ、今後の課題について考察することを内容とするセミナーを開催することとしたものです。

本日のセミナーが、充実した実り多きものとなり、ウズベキスタンにおける倒産制度や倒産実務がより良い方向に発展していくことを願ひまして、私のあいさついたします。

「注釈書作成支援の概要と日本側から見た注釈書作成支援の意義」

大阪大学大学院高等司法研究科教授・弁護士 池田 辰夫氏



大阪大学大学院教授で弁護士の池田と申します。ウズベキスタンからお越しの皆様、ようこそ大阪にいらっしゃいました。まずは日本側から報告させていただきます。どうぞお許しいただければと思います。それでは、パワーポイントを使いながらお話をさせていただきます。

私は、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」の長を務めております。このような場で講演させていただく機会を与えていただき、大変光栄に思う次第です。

私からは、「注釈書作成支援の概要と日本側から見た注釈書作成支援の意義」というテーマで講演をさせていただきます。

まず、私の講演の内容の前提としまして、そして、さらに他の講演者の方の講演の内容を御理解いただく前提としまして、ウズベキスタン倒産法の概要を説明申し上げたいところなのですが、本日は時間の関係もございますので、お手元の「ウズベキスタン共和国倒産法の概要について」という資料を御参照いただければと思います（本誌 98 ページ）。

次に、このプロジェクトの概要について、説明申し上げます。

このプロジェクトの開始の経緯につきましては、先ほどの松永所長のあいさつにもございましたとおりでございます。あるいは、後の講演者からも報告があるかと思っておりますので、ごく簡単に説明いたします。

本プロジェクトの開始に際しまして、時期としては2004年7月、ちょうど3年前になりますが、私と当時の法務省法務総合研究所国際協力部長とでタシュケントに参りました。そして、本日お見えである最高経済裁判所第一副長官のアフマノフ氏、そして当時の最高経済裁判所第一副長官で、この倒産分野に精通しておられるアジモフ氏、ウズベキスタン側のワーキンググループの長はアジモフ氏が務めておいでですけれども、この方々と、プロジェクトの内容について協議を重ねました。その結果、3年以内に、ウズベキスタンで初の本格的な倒産法注釈書を最高経済裁判所が発刊する、そして、これを日本側がこれを支援する、そういう合意が成立したわけでございます。

ちなみに、そもそも「注釈書」とはどのような法律書なのかという点について、ごく簡単に説明いたします。

「注釈書」とは、「コンメンタール」とも言われます。特定の法令の各条文ごとに解説を加える形式の法律書です。日本においても諸外国においても、実務で大いに活用されているところです。ちなみに、ウズベキスタン倒産法は全部で192か条ございます。これら各条文について解説を付けるという作業になってきます。

この具体的な作業手順としましては、ウズベキスタン側と日本側でそれぞれワーキンググループを設置した上で、まずはウズベキスタン側ワーキンググループがドラフトを起草する、そして、それに対して日本側ワーキンググループがコメント等の指摘をウズベキスタン側に提示する、それに基づいてウズベキスタン側ワーキンググループが、日本側が指摘したコメント等に対して十分に理解・そしゃくをしていただいた上で、必要な範囲内での改訂をしていただくといったような、かなり手間暇のかかる作業方式をとっております。なぜこのような手間のかかるやり方をとったかという事でございますけれども、そもそもこのウズベキスタン倒産法はウズベキスタン側が制定し、そして改正したものです。そしてそれを運用する実務について一番近い位置にいるのはウズベキスタン側ですので、基本的にこのドラフトはまずウズベキスタン側が作成するということになりました。日本側はそのドラフトを見て、日本のこれまでの経験等を踏まえた専門的な知見を提示し、より客観的な立場で分かりやすい注釈書となるよう役割分担をしながら、広い意味での共同作業として作り上げていきました。この方法が、一番ふさわしい方法だと考えたことによるものです。

具体的なドラフトについての協議は2004年10月から開始しました。その後、本格的にこの協議をしていくために、日本側とウズベキスタン側で、それぞれワーキンググループを設置するということになりました。

日本側ワーキンググループでは、メンバーとしましては東京地裁の破産部の部長も務められた方を含めて、学者や弁護士等総勢6名をメンバーとするワーキンググループを設置しました。事務局は法務総合研究所国際協力部に務めていただき、これにJICAも協力を頂きました。それから、プロジェクトの半ばで、どうしても現地でのリアルタイムでの情報が欲しいということもございまして、日本の弁護士1名がJICA長期派遣専門家としてウズベキスタンに派遣されているところです。

他方、ウズベキスタン側ワーキンググループにつきましては、先ほども指摘させていただ

きましたように、アジモフ氏を長とするメンバーで構成されました、そして、アジモフ氏によって、ウズベキスタン共和国倒産法全12章192か条それぞれの注釈書草案執筆者の割当てをお決めいただきまして、注釈書のドラフトの執筆作業につきましては、ワーキンググループとしての意見を反映する形で行われているところでございます。

この日本側、ウズベキスタン側両国によるワーキンググループの注釈書草案の中身についての協議につきましては、2004年10月から2006年12月までの約2年間、この作業が続けられたところでございます。直接の協議の回数としては、合計12回で、そのうち、ウズベキスタンの皆様方が日本に来ていただいて協議を行ったものが8回、逆に日本側からウズベキスタンのタシュケントに出向いて協議を行ったものが4回ということになります。協議は、ほぼ1週間程度連日して、かなり詰めた形で行うといった形で行ってまいりました。なお、これに加えて、日本側ワーキンググループでは、約1か月から2か月に1回程度の間隔で部会を開催しております。

この、日本側とウズベキスタン側との協議の際にどのようなやり取りがされたのかにつきましては、後ほど出水弁護士の方から説明がございまして、ここでは省略いたしますけれども、この協議の方法の特徴について少し説明申し上げたいと思います。

当然の事ながら、この種の作業については、言語の壁を乗り越える必要が出てきます。この改訂作業を効率的に実施するために、工夫した方法が、パワーポイントスライド「3 本プロジェクトの概要(3)注釈書協議の様子」(本誌70ページ)でお見せしているものでございます。つまり、ロシア語で書かれたドラフトや、それを翻訳した日本語のドラフトを同時にスクリーンに表示し、協議で採り上げられている該当箇所を1対1で対照できるような形で行いました。この結果、リアルタイムで改訂をするということが、非常にスムーズに、そしてスピーディーにできるということになりました。スクリーンを三つ使ったのは、例えば倒産手続の概要図や協議で採り上げられている該当箇所についての参考資料等がある場合に、そのような資料も交えて協議を行い、より双方の共通理解を促進するために使ったということです。このように、二つ又は三つのスクリーンを使った形で、先ほど説明したような注釈書についての協議を重ねてまいりました。

そして、出来上がりましたものが、パワーポイントスライド「4 本プロジェクトの概要(4)完成した注釈書(ロシア語版)」(本誌71ページ)に出ておりますが、注釈書のロシア語版です。全608ページで、これを3,000部発刊しております。

現在、このプロジェクトでは、現地からの要望の強かったウズベク語版、そして英語版、さらに、これは日本側のためでもございますが、日本語版についても、随時発刊する準備を継続して行っているところであります。

このウズベク語版につきましては、とりわけ現在のウズベキスタンの地方におきましてはロシア語が余り通用しない、ウズベク語しか通用しないという所が比較的多いという現状でございます。この注釈書を通じて倒産実務を改善する、そして注釈書の定着を図っていくためにも、ウズベク語版の発刊が不可欠であるというところから、発刊することとしたわけがあります。それから、英語版につきましては、ウズベキスタンに投資しようとしている外資

系企業に情報提供をするため、英語版発刊の必要性があることから、発刊することとしております。日本語版発刊の意義につきましては、後ほど触れることとします。

ただ、こういった注釈書が発刊されたという事実だけでは、どうしようもない訳でございますが、やはり倒産実務が改善されるためには、まず少なくともこういった有意義な成果である注釈書が、広くこれを必要としている方々に届けられるということが必要でございます。そして、それを更に活用していただくという施策を講じるということも不可欠かと思っております。その詳細については、また後ほど報告があると思っておりますので、私の方からは、本年の6月29日に首都タシュケントで行われた「注釈書発刊プレゼンテーション」について御説明申し上げるということにしたいと思っております。

このプロジェクトにおきましては、注釈書を市場ベースで販売するという方法とはらずに、必要とする関係機関や図書館等に無償で配布するということとしております。このことにより、注釈書の内容を知りたいという人に対して、可能な限りアクセスすることができるようになっていくと思っております。そして、このようなことを知らせていくことに意を尽くしていく必要があるかと思っております。

倒産実務の改善ということになりますと、ターゲットとしては、第一次的には倒産事件手続を主宰する経済裁判所の裁判官ということになるわけですが、さらに多様なステークホルダーがございます。そういう方々に向け、この注釈書の存在や倒産制度自体の周知徹底を図るといったことが必要になってまいります。とりわけ、管財人でありますとか、あるいは実際に倒産制度の関係当事者にもなり得る民間企業等にも、こういった注釈書の情報提供が必要だと思われれます。

このような必要性から、この「注釈書発刊プレゼンテーション」が企画されました。マス・メディアを通じて、倒産制度の関係者や民間企業に対し倒産法注釈書の存在をアピールする、そして、この注釈書が発刊されたという事実を知ってもらう。そして、倒産制度そのものについても御理解いただく。そういったことを目的として、日本側の支援の下で、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所が開催したものです。

日本側からは、私と、駐ウズベキスタン大使、JICA ウズベキスタン事務所長、それから稲葉国際協力部長が参加しました。ウズベキスタン側からは、本日お見えのアフマノフ氏、アジモフ氏、それからワーキンググループのほとんどのメンバーの方々、加えて、ワーキンググループメンバーの中で司法大臣になりましたオトハノフ氏も参加する予定でしたが、たまたま当日、国会審議のやむを得ない都合のために代理出席ということになりましたけれども、これらの方々に参加いただいております。

このプレゼンテーションの様子につきましては、地元のテレビニュースで放映されました。また、ウェブ上でもその動画が公開されておりますが、ここで、少しこのプレゼンテーションの様子を御覧いただければと思っております¹。

¹ タシュケント近郊にあるテレビ局「チルチックテレビ(Chirchik Television)」のウェブページ (<http://www.chirchik.tv/index.php?name=News&file=article&sid=41>)に、本プレゼンテーションの記事及び動画が掲載されている(ただし、記事及び動画ともロシア語)。

(会場内で、地元のテレビ局のウェブページ上で公開されている動画を放映)



会場で放映した、発刊プレゼンテーションの様子を伝えるニュースの動画

それでは、日本側から見たこの注釈書作成支援の意義について少し申し上げたいと思います。

このプロジェクトは、日本のODAによる中央アジア諸国に対するものとしましては、始めての本格的な法整備支援であるということになるかと思いません。このプロジェクトは、単に注釈書発刊について金銭的・形式的に支援協力をするということではなく、正にその中身につきまして、両国が一致協力し、連携し、大変綿密な検討をした上で行われたという点に特徴があるかと思えます。このプロジェクトでは、先ほど御説明いたしましたように、約2年間

にわたりまして、両国のワーキンググループによる密度の大変濃い共同作業方式が貫かれたわけでございます。このようなきめ細かい支援形態というのは、日本以外の他国の支援では全く聞かないところでございまして、この辺りは日本の特徴がよく出た支援の在り方、やり方ではないかと思っております。

しかも、このプロジェクトでは、分かりやすい内容の注釈書を作成するために、様々な取組を行ってきました。詳細は、後ほど、出水弁護士から説明があるかと思えますけれども、代表的な点を幾つか御紹介申し上げますと、このウズベキスタン共和国倒産法は全部で12の章がありますが、注釈書では、その各章の最初に章全体の解説を加えて、全体の章の理解を大づかみにできるようにするといった工夫をしております。それから、注釈書に各倒産事件手続の概要図を取り入れるといったことも一つの工夫であろうかと思えます。実は、この概要図の挿入につきましては、ウズベキスタンにおいて発刊された法律関係書では余り見られないところでございまして、注釈書協議の過程の中でも、ウズベキスタン側の方から、挿入についてやや心理的な抵抗があるようにも見えたところでございますが、ともあれ、分かりやすい作りにしないと、一般の人から見て難解な法律がそのままではなかなか実務に深く浸透しにくい点がございまして、注釈書を使いやすいものにするために、日本側の有しているノウハウは惜しみなく提供したところでございます。

こうしたささやかな本プロジェクトにおける共同作業を通じまして、両国の友好的な関係が更に一層強固になればと願っているところでです。

少し話題が変わりますけれども、現在、ウズベキスタンを始めとする中央アジア諸国は、様々な意味で注目を浴びております。経済的な面では、ウラン等のエネルギー関連資源の供給源として世界的にも脚光を浴びているところでございます。そういう意味で経済的、あるいは地勢学的な要因等ともあいまって、政治的な面も含めて、従来になく中央アジア諸国に対する関心が、日本において高まっているように思います。

こういう流れの中で、今後、日本企業の中央アジア諸国への直接・間接の投資ということが更に検討されることもあろうかと思えますけれども、その際には中央アジア諸国における

法制度であるとか、あるいは実務についての情報というものが大変重要になってくるのではないかと見込まれます。

そういった状況の中で、日本が既に中央アジア諸国に対してこのように法整備支援活動を展開している。そして中央アジア諸国についてのある程度の法情報が日本に蓄積されつつあるということは、日本の経済界を始めとする関係者各位にとりましても、好ましい状況の一つではないかと思っております。

ともあれ、企業活動にとりましては、セーフティー・ネットとしての倒産法は極めて重要な分野でございます。松永所長のあいさつにもありましたが、ウズベキスタンにおいては、従来の計画経済から、市場経済へ徐々に変革をされる中で、この倒産法の果たす役割というのは極めて重要な意味合いを持っているわけですが、再建型であれ、清算型であれ、通常想定し得る事態への適切な対処を行うには、正確な情報がどうしても必要になってきます。その意味では、今回発刊されました注釈書を大いに御活用いただきたいと思っております。その意味で、ロシア語版、のみならず英語版であるとか、そして日本語版が存在するというのは、日本の企業、あるいは日本の経済界にとっても非常に強い味方になるのではないかと思います。

いろいろ述べてまいりましたが、ごく短時間で、ごく一部の点を指摘したにとどまりますけれども、以上、「注釈書作成支援の概要と日本側から見た注釈書作成支援の意義」についてお話しいたしました。

最後になりますが、この注釈書の存在がウズベキスタンにおいて更に広く知られ、一層活用されることにより、ウズベキスタンの倒産実務、あるいは倒産制度が改善されますよう、さらには、日本とウズベキスタンの両国の関係が、より望ましい関係に発展していきますよう、心から願っている次第でございます。

御静聴、感謝申し上げます。

「注釈書作成支援作業における日本側からの提言内容について」

弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順氏

ただいま御紹介いただきました出水でございます。パワーポイントの肩書では、大学教授の肩書も入っておりますけれども、本籍は弁護士でありまして、ふだん、倒産事件にかかわることが多いこともあり、日本側ワーキンググループのメンバーとして、このプロジェクトにかかわってきました。

私の方からは、注釈書協議において、日本側からどういう提言をしたか、どういう協議をしたか、ということについてお話をしたいと思います。

このプロジェクトにおいては、先ほど池田教授からお話がありましたように、初めはウズベキスタン側が作成した注釈書草案に対して日本側がコメントを提出することにより、改訂を進めるということにしていました。しかし、日本側としては、まず、注釈書草案の内容の協議に入る前に、注釈書の構造について検討する必要があるのではないかと考えました。

と言いますのは、当初にウズベキスタン側から提出された注釈書草案を見てみますと、例えば、ある条について記載が必要と思われる事項の解説がない、他の条に記載すべき解説を適切でない条に記載している、あるいは、同じような解説を繰り返し記載しているなどの例が散見されたからです。

このような草案の構造では、注釈書の読者にとって分かりにくいと思われ、また、実務上も使いにくいと思われ。そこで、日本側としては、まずは、注釈書の読者に分かりやすく、かつ、実務にも役立つという観点から、注釈書の構造を検討すべきという提案を行いました。

その提案の内容の詳細については、配布しております「注釈書の構造改善について」という資料を御覧いただければと思います²。



この日本側の提案についてウズベキスタン側で検討していただいた結果、各条の解説の冒頭にその条の規定の概要を記載する、そして各条の項番号順に解説を記載するという構造を採用することとされました。

特に、各条の項番号順に解説を記載するという構造については、このことによって、特定の項について本当に必要な解説が記載されるようになり、逆に必要な解説を書き漏らしてしまう

ということが防止できるという大きな効果を発揮しました。また、各解説が第何項の解説に該当するのかという対応関係も容易に分かるようになり、特に項数の多い条については、読者にとって、分かりやすい構造になったと思います。このような構造は日本の注釈書にも見ることができますが、例えばロシアの注釈書も必ずしもこのような構造にはなっていないところであり、分かりにくかった草案の構造が改善されたと思います。

また、ウズベキスタンにおいてはこの注釈書が倒産法に関する初めての本格的な文献となることや、ウズベキスタンでは、まだ倒産制度が一般に広く周知されているとは言えない状況にあります。そこで、この注釈書を倒産法の教科書、入門書として使用できるように、日本側としては、注釈書に、①各章ごとの章解説を入れること、②各倒産手続を比較して、その特徴や利点・問題点を記載すること、③各倒産手続の概要を図示することを提案いたしました。これらの提案はこの注釈書に反映され、章解説を入れることについては各章の冒頭に入れることになりましたし、各倒産手続の比較については第 28 条の解説に、各倒産手続の概要図については巻末に、それぞれ掲載することになりました。その内容の詳細につきましては、「講演資料：倒産法注釈書の内容紹介」という配布資料に記載しておりますので、御覧ください（本誌 100 ページ）。

このような注釈書の内容を分かりやすくする工夫は、従前、ウズベキスタンの法律図書ではあまり取り入れられていなかったのですが、このような工夫については、この注釈書の読

² 本誌第 24 号（2005 年 11 月号）72 ページに掲載している。

者からも「分かりやすい」という声が聞かれるということであり、今後ウズベキスタンで作成される他の法律文書についても、このようなノウハウがいかされることが期待されます。

また、この注釈書には、「最高経済裁判所総会決議」やウズベキスタン倒産法の関連法令についても、注釈書の巻末あるいは別冊に掲載しました。

ウズベキスタン共和国裁判所法によれば、「最高経済裁判所総会」とは、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所内に設置される機関の名称で、年2回以上招集されます。最高経済裁判所総会は、法令の適用の問題に関する説明の付与を行う権限を有し、この「法令の適用の問題に関する説明の付与」を「最高経済裁判所総会決議」の形で決議します。この「総会決議」は、同じくウズベキスタン裁判所法により、「経済裁判所、その他の機関、企業、施設、組織及び説明が付与された法令を適用する公務員にとり、絶対的である。」とされており、実務においては非常に重要な存在です。

倒産法に関するものとしては、2006年1月27日付けの最高経済裁判所総会決議第142号「経済裁判所によるウズベキスタン共和国倒産法の適用に関する諸問題について」が出されております。この総会決議は全44項という大部のものですが、この注釈書（ロシア語版）には、この総会決議を別冊で収録いたしました³。

また、倒産実務においては、大統領令や内閣令の内容を把握しておくことも重要です。とりわけ、2004年3月23日付け内閣令第138号付録第1号「裁判所任命管財人に関する規程」と、同じく付録第2号「裁判所任命管財人の資格に関する規程」という内閣令は、管財人の権限や資格について規定した非常に重要なもので、倒産法の条文と同レベルでその内容を把握しておく必要があるものです。

しかし、先ほどの「最高経済裁判所総会決議」や内閣令等については、ウズベキスタンにおいては、日本の「六法全書」のような法令集は発刊されていないことなどから、特に地方においては入手するのが困難であるという事情があり、その内容について必ずしも周知されていないというのが現状のようであります。

今回、これを注釈書に掲載したことにより、必要な資料が一つにまとまり、これらの内容が周知されることが期待されます。

これらの提案を行いながら、日本側は、実質的な倒産法の内容にかかわるコメントを提出していきました。

そのコメントの内容ですが、日本側としては、主に法制技術面からのコメントを行うこととしました。

その理由は、二つあります。

一つは、法制技術面からのコメントを提出することについては、日本の持つ立法技術や法解釈技術をいかすことができると考えたからです。

日本側がウズベキスタン側の当初の草案を見て感じたことは、各章をそれぞれ別の執筆担当者が執筆していることもあり、解説の内容どうしにそごがあったり、また、条文の文言か

³ ウズベク語版及び日本語版においては巻末に収録している。英語版においても巻末に収録する予定である。

らは読み取れない内容の解説が記載されていたりと、整合性の面から問題のある解説が多いということでした。このような問題点、あるいは矛盾点を指摘し、コメントを提出して、注釈書草案の改訂を進めていくに当たっては、日本の立法技術や法解釈技術をいかすことができるのではないかと考えました。日本の立法技術や法解釈技術は、世界的に見ても精緻な部類に入ると思います。そのような日本の持つノウハウを活用できるのではと考えたからです。

二つ目は、日本にとっては、法制技術面以外からのコメントを提出することが困難であるという事情があったからです。

ウズベキスタン倒産法はロシア連邦倒産法をベースにして制定されたものであり、その立法過程においては、日本は全く関与しておりません。日本の倒産法制が参考にされているわけでもなく、また、日本側がウズベキスタンにおける倒産実務の実情を詳しく把握しているわけでもありません。このような実情の下では、日本側としては、条文の文言とウズベキスタン側の起草した注釈書の解説の記載を題材にして、これらの整合性について問題のある箇所についてコメントを出すという、法制技術面からのコメントしか作成することが困難であるという事情がありました。

いずれにしても、このプロジェクトは、注釈書の作成支援を行うものでありますが、注釈書の解説は各条文の文言との整合性が確保されている必要があります。そのような観点からは、このようなコメントを提出することについては、意味があったと思います。

しかし、このようなコメントを反映する意味をウズベキスタン側に理解してもらうには、困難が伴いました。ウズベキスタンにおける倒産実務の情報に基づかずに、ある意味、観念的、理論的な観点から作成したコメントを注釈書に反映する実益は何かという問題が生じたからです。

ウズベキスタン側の意識としては、注釈書に記載されている解説は、あくまでも執筆者の私的見解にすぎないので、倒産実務において実際に発生することが想定されず、実務上トラブルにならないような事項については、条文の文言と実務に食い違いがあっても、問題ないのではないかという意見がありました。

また、日本側のコメントの提出方法も問題となりました。

当初の日本側のコメントは、「この部分を分かりやすく」とか「こことここが矛盾しているのではないか」というような、抽象的なものが多かったのですが、このような抽象的なコメントを提出されても、ウズベキスタン側にとっては、果たしてどのように草案を改訂すれば日本側は納得するのか、という思いを抱くことがあったと思います。

そこで、日本側では、日本側がコメントを提出する理由は何か、日本側が提出するコメントを反映する実益は何か、そして、日本側は具体的にどのように改訂すべきと考えているかということを確認した上で、以前より具体的なコメントを提出することとしました。しかし、そのような詳細なコメントを出すための材料としては、ウズベキスタン倒産法の条文とウズベキスタン側の作成した注釈書草案だけでは不足でした。

そこで、日本側は、そのような具体的なコメントを作成するために、ウズベキスタン倒産法はもちろんのこと、ウズベキスタン経済訴訟法、裁判等執行法、民法、担保法等の関連法

令や、ウズベキスタン倒産法の母法であるロシア連邦倒産法の条文や注釈書も読み、コメント作成作業に臨みました。

さて、これらの日本側コメントが、この注釈書にどれだけ反映されたかということですが、日本側がこのような具体的なコメントを出し始めたのが2006年に入ってからであり、時間の関係で十分に議論できなかったこともあり、反映されていない部分もまだかなり残っていると思います。

また、これらの日本側コメントを反映した結果、本当に分かりやすい注釈書になるのかという問題もあります。ウズベキスタン側ワーキンググループからは、日本側のコメントは余りに細かすぎるので、これらを反映するとかえって注釈書の内容が分かりにくくなるという指摘もありましたし、また、現在の注釈書の記載内容についても、注釈書の読者からは、記載が細かすぎる、あるいは実務では発生するはずのない観念的な記載が多いという意見もあるようです。

なお、既に述べましたとおり、ウズベキスタン倒産法はロシア連邦倒産法をベースとしており、日本の倒産法制とは大きく異なることから、日本側からは、「日本の倒産法制を採用すべき」という立場からのコメントは提出いたしませんでした。

もう一つ、注釈書草案の内容についての協議と最高経済裁判所決議との関係について、少し御説明したいと思います。

最高経済裁判所総会決議については先ほど御説明いたしましたが、日本側ワーキンググループとウズベキスタン側ワーキンググループとの協議は、2004年10月から2006年12月まで行われました。その途中の2006年1月27日に「最高経済裁判所総会決議第142号」が出されました。

この最高経済裁判所総会決議の幾つかには、日本との注釈書草案の内容についての協議結果が反映されています。先ほど説明いたしましたとおり、最高経済裁判所総会決議は実務上非常に重要なものですが、日本側との協議結果がこのような形で活用されたことは、大きな意義があると思います。

とりわけ、倒産実務上大きな意義を有するのは、「共益費支払債権」の概念や性質が総会決議で明文化されたことだと思います。本日は時間の関係もあり、「共益費支払債権」の詳細な説明は省略させていただきますが、「共益費支払債権」とは、一言で言えば、債務者について倒産事件が開始された場合でも、債権者が債務者に対し、倒産事件手続が定める方法によらずに、個別に弁済を求めることができる債権のことです。日本で言えば、破産手続における財団債権や、民事再生及び会社更生手続における共益債権に該当するものです。ところがこの「共益費支払債権」は、ウズベキスタン倒産法の条文上の用語としては登場するのですが、「共益的支払債権」の定義や法律上の効果については、ウズベキスタン倒産法では何も規定されていません。しかし、それでは、倒産実務上、大きな問題が生じることになります。

この「共益費支払債権」については、2006年1月27日の「最高経済裁判所総会決議第142号」第19項に、定義規定が設けられました。その内容につきましてはパワーポイントスライド「II 日本側からの提言と最高経済裁判所総会決議」の『共益費支払債権』につ

いて(2)」(本誌 79 ページ)を御参照ください。

ウズベキスタン側からは、「共益費支払債権」の定義や法律上の効果については、実務上定着しているので、倒産法に「共益費支払債権」の定義や法律上の効果についての明文上の規定がなくとも問題ない、との見解も出されましたが、たとえ実務上は定着している概念でも、やはりこのような重要な概念は明文化すべきですし、とりわけ、我々外国人にとっては実務上定着しているかどうかは分かりません。そのように、重要な概念が明文化されていないことは、法的予測可能性を大きく損なうこととなり、ウズベキスタン国内からも、海外からも、場合によっては外国企業からも、条文の文言について恣意的な解釈がされているという批判を招くおそれもあります。

今回、最高経済裁判所総会決議において、この概念が明文化されたことは、ウズベキスタンにおける倒産実務の改善に寄与すると思いますが、将来的には、ロシア連邦倒産法第5条のように、法律レベルで規定し、また、その法的性質も明らかにするようにウズベキスタン倒産法を改正するのがよいのではないかと思います。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

「ウズベキスタン側から見たプロジェクトの意義と 最高経済裁判所による倒産制度及び倒産実務改善のための取組」

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官 アフマノフ・ヌルマツト氏

皆様、本日は、ウズベキスタン倒産法注釈書に関するセミナーにお越しいただき、ありがとうございます。

ウズベキスタン最高経済裁判所と JICA との共同事業としての倒産法分野の法整備支援プロジェクトの成果といたしまして、ウズベキスタン共和国倒産法(2003年版)の注釈書が発刊されたことを、誠にうれしく思います。

ウズベキスタンにおいて初めて倒産法が制定されたのは1994年のことです。しかし、1994年から1996年にかけては国有資産私有化の第一段階が実施されていた時期であり、これによりようやく新しい企業の所有形態やビジネス形態が発生したところであり、この

の間は、倒産法が適用できるような経済的基盤が事実上存在しませんでした。

法制的・経済的基盤の欠如は、当然、法の適用状況に影響し、実務上、この倒産法はこの時期ほとんど適用されることがありませんでした。

1996年半ばに私有化の第一段階に関する治療施策が終了したことで、倒産のメカニズムを適用し、法制上の空白部分を埋める相応の法基盤整備を行うための客観的な前提条件が成立



しました。

倒産法制の次なる発展段階としては、1998年版倒産法の採択が挙げられます。また、1999年7月、「企業倒産・再生支援機構の改善について」という大統領令が發布され、これに基づいて、同大統領令の実務における実現を目的とした内閣令が採択されました。

そして、国内経済の発展につれ、倒産法制を整備する必要性がますます明らかになり、2003年に現行の倒産法が制定されました。

この注釈書は、倒産法分野に関する初めての、最も充実した内容をもつ参考図書です。

このプロジェクトはウズベキスタン最高経済裁判所と日本の国際協力機構の共同事業であり、注釈書草案の作成は2004年に開始されました。このプロジェクトには、ウズベキスタン側執筆者だけではなく、日本からも倒産制度の専門家の方々の御参加を頂きました。我々は、本プロジェクトの日本側関係者の皆様に心より感謝しております。

ウズベキスタン側では、倒産法の法案策定にもかかわったアジモフ氏をリーダーとし、ワーキンググループが設置されました。メンバーは倒産制度の専門家である10人の執筆者で、経済裁判所からだけではなく、非独占化委員会、検察庁、その他の機関からも参加しています。

これまでに注釈書のロシア語版が発刊されました。また、ウズベク語版の発刊準備もしております。また、海外の投資家、ビジネスパートナーがウズベキスタン倒産法の内容を知ることができるよう、英語版、日本語版も作成中です。

この注釈書は、販売はしておりません。裁判所、非独占化委員会、税務機関、商工会議所、銀行、また、法律、経済、銀行業務や経営関係の学科を持つ大学、公立図書館といった機関に対して無料配布しております。

また注釈書の入手をより容易にする目的で、電子データ版の配布も準備しております。このデータは、最高経済裁判所の公式ウェブサイトに掲載しており、その他の幾つかのウェブサイトにも掲載されています。

注釈書を紹介する目的で、最高経済裁判所、非独占化委員会及びJICAは、本年6月29日、タシュケントのナショナル・プレス・センターにおいて、本注釈書のプレゼンテーションを行い、また、7月には、フェルガナ、ウルゲンチ、サマルカンド、ブハラの4都市で地方セミナーを開催しました。この地方セミナーは、今後、テルメズ及びタシュケントでも実施する予定になっております。

今回の最高経済裁判所とJICAとの法整備支援についての協力は、他国のプロジェクト、特にドイツのGTZなどと比較いたしますと、倒産制度という市場経済において、最も複雑で重要なものを取り上げている点が特徴的だったとすることができます。また、プロジェクトの活動内容も異なっているとすることができます。つまり、このJICAプロジェクトにおきましては、その成果物が裁判官だけではなくて、民間セクターを含む、他の関係諸機関にも活用してもらえ、しかも長期間に渡って活用できる施策を講じたという意味で、効果的で、かつ、実益もあるものになったと思います。

最高経済裁判所には、注釈書作成のノウハウが蓄積されました。また、最高経済裁判所では、今後倒産事件に関する裁判所決定例の取りまとめを行い、裁判所決定の書式集を発刊す

ることを考えています。

また、経済裁判所では、企業の倒産防止にも務めております。とりわけ、企業を経営破綻状態に追い込んだ企業代表者の責任追及、あるいは、企業の支払不能状態の隠ぺいや倒産制度の悪用に対し、経済裁判所が持つ権限を積極的に行使して法的責任を追及することを考えております。

最後になりますが、この注釈書が、国内の法曹関係者にとって、倒産制度に関する最も有益な知識源になったということを申し上げたいと思います。本書は、倒産制度とその実務の改善のために大変大きな役割を果たしています。また、経済裁判所の裁判官が倒産事件を審理する際にも大きな助けとなっています。学者にとっても、実務家にとっても大きな価値を持つものです。我々は、これまでに行ったことだけにとどまらず、今後とも倒産制度に関するセミナー開催や学習を行っていくことを考えております。

今回の注釈書の作成作業によりまして、経済裁判所の裁判官は、倒産制度について、より深い知識を得る事ができ、また、現在の倒産法に存在する幾つもの問題点を明らかにすることができました。この点については、最高経済裁判所としては、今後、法案の策定提出、あるいは最高経済裁判所総会決議の形で明確化を図ることなどにより、これらの問題を解決していく所存です。

ありがとうございました。

「ウズベキスタン倒産法の変遷と

注釈書発刊が倒産実務において果たす役割について」

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長
アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏



本日お集まりの皆様、こんにちは。また、今回の協力関係で一緒に仕事をしていただきました日本側の皆様と、再び日本でお会いできてうれしく思います。

それでは、私の方からは、「ウズベキスタン倒産法の変遷と注釈書発刊が倒産実務において果たす役割について」というテーマで話をさせていただきます。

今までの発表者のお話でも出てきましたが、倒産法は、どの市場経済下の法制度においても、不可欠な要素です。倒産制度は、支払能力がない債務者の商業活動を清算によって停止させることによって、また、困難な状況に陥り、再建のための助けを必要としている企業に対して支払能力を回復する機会を与えることによって、市場の健全化を促します。

ウズベキスタンが従来の中央集権的な形態から市場経済に移行することを決定してすぐの

1994年5月5日に倒産法が確立されました。しかし、この最初に制定された倒産法は、実質的には機能しておりませんでした。初期に経済裁判所が取り扱った倒産の事件件数は、わずか2件でした。それと同時に、当時の共和国の経済状態は大変苦しいものでありまして、従来の集権的な計画に基づいて低賃金、低コストで従来の企業活動を行うことに慣れた多くの国営企業は、厳しい競争条件に置かれ、苦しい財政状態に陥りました。この状況で倒産メカニズムの実現が、つまり向こう見ずな経営主体を除外していくメカニズムの実現というのが、ウズベキスタンの経済が発展する上で大変差し迫った必要事項の1つとなりました。そういった中で、共和国政府の首脳部は、倒産制度を、効率の悪い経営主体を交代させる、社会的な意義を持ち、収益を得る可能性のある産業を保護する、非効率な産業を効率の良い、又は収益の見込みのある産業に転換する、あるいは、赤字企業を再建し、資産関係の安定性を確保し、そして雇用を確保するといった目的を達成するためのツールの一つとみなしました。

そういった事情で、1995年7月17日に「倒産法の利用促進に関する内閣令」が發布され、赤字企業経営・財政活動調査政府委員会が発足しました。翌年1996年12月11日には、倒産問題の国家統制・国家管理を目的とした「倒産法の更なる利用促進についての大統領令」が發布され、経営破綻企業の問題を専門に扱う国家機関が発足しました。このことにより目に見える成果が現れ、初めの倒産法が制定された後の1年間で倒産認定の申立てが2件しかなかったのに対して、この1997年には経済裁判所が倒産を認めた企業数は137になりました。

初めの倒産法は条文数も大変少なく、全部で35条しかなかったわけですが、1998年8月28日に「倒産法の変更・追加に関する法律」が發布され、この法律により倒産法（第2版）が承認されたことで、倒産法の適用による効果が著しく向上しました。この倒産法（第2版）は旧法より条数が増え（35条から133条）、倒産事件の審理手続がより詳細に規定され、また「外部管財」という新しい手続が導入され、債権者の権利が格段に拡大しました。この倒産法（第2版）の最も重要な点は、倒産兆候（倒産原因）が「支払不能」から「債務不履行」に変わったということです。倒産法（第2版）制定後の倒産事件件数ですが、この倒産法（第2版）が制定される前の1998年の倒産事件件数が439件だったのに対して、新倒産法制定後の2002年には、1,250件に増加しました。

審理件数が増え、判例の分析が進み、実務経験が蓄積されていく過程の中で、倒産に関する法的調整システムにおいてどのような不備があるかが明らかになってきました。

2003年4月24日に倒産法の更なる変更・追加が行われ、倒産法（第3版）として承認されました。倒産法（第3版）は、全192条からなり、債務者の支払能力回復を目的とする再建型手続に関しての新しい規定が多く含まれました。また、「監視」と「裁判上の再生支援」という2つの新しい手続ができ、裁判所任命管財人制度の導入も行われました。

倒産法（第3版）の制定は、倒産制度の効果を著しく高めました。例えば、倒産件数は、2004年は1,742件だったのに対し、2006年は3,545件、2007年は上半期だけで既に2,000件以上となっております。司法統計を見ましても、効率の悪い経営主体の除外、

つまり清算という市場のメカニズムは、我が共和国では、今かなり機能していると言えると思います。

しかし、一方で、債務者の倒産認定は、マイナスの効果も持ち合わせています。なぜなら、倒産認定というものは、債務者本人の財産に関する利害のみならず、他者の権利や利害にも影響を及ぼすものだからです。その企業の従業員、取引先、債権者といったところが影響を被るわけですし、それにより社会的にも大きなコストが発生することになります。もちろん、こういった倒産制度の機能、その活用については、倒産法が初めに制定されたときから、きちんと考慮し改善していくべきものであったと思いますが、なかなか当初は時間がなかったということもあります。しかし、倒産法（第3版）が制定された事によりまして、この部分においてかなり改善が見られております。

こういった様々な倒産に関する調整、あるいは倒産企業の保護策といったことも含めた倒産問題を専門に解決する国家機関も発足しました。このような専門の倒産事件管轄機関は1996年12月11日付け大統領令（UP-1658号）により発足したのですが、この機関の企業倒産分野における国家調整の重要な課題の一つに、定款資本に国家の持分が含まれている企業についてその財政状態をモニタリング（分析）し、その中から、支払不能企業、赤字企業、経営破綻企業を発見すること、また、そういった企業の財務健全化策の案を立てる（企業再建案を作成する）といったことがあります。

倒産法（第3版）の施行以降、倒産事件管轄機関は、共和国内にある836の大企業について再編・財政健全化計画を策定し、その実施及び国家支援策の実施により、130の企業が経営破綻状態から脱却し、88の企業が赤字状態から脱却しました。

倒産制度が持つ2つ目の機能である、再建、支払能力回復の可能性のある企業に対する支援についてですが、これもうまく機能しています。

しかし、それと同時に、経済裁判所及び倒産事件管轄機関が扱った倒産事件の実務を検討したところ、倒産の基本概念、倒産原因、裁判所任命管財人の法的身分、再建型手続、特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則といった事柄に関して、企業家、行政・経済管理機関の職員、裁判所任命管財人の知識が、まだ不十分であることが分かりました。加えて、倒産問題について書かれた文献が極めて少ないという事情があり、倒産法の注釈書についてはそもそも存在していませんでした。

そして、今までに発表者の皆様からも口々にお祝いの言葉を頂きましたが、私としても非常にうれしいことに、このプロジェクトによって、倒産法の注釈書が完成しました。この注釈書は、JICAと最高経済裁判所の共同事業により作成され、この実施においては法務総合研究所国際協力部の多大な協力を頂きました。

倒産法の実務においてこの注釈書が果たす役割について話すといろいろあるのですが、一つお話ししておきたいのは、このプロジェクトの初期に、ウズベキスタン側の15人ぐらいのメンバーが、35日間、日本で研修を受けさせていただいたことです。参加者は、経済裁判所から私も含め8人で、他の機関からも研修に参加させていただいたのですが、この時の研修で、日本の倒産制度について学ぶ機会を頂きました。それにより、日本の倒産法制を足が

りにして、倒産制度に共通する本質、形態、方法論についてよりよく理解することができました。また、この注釈書の作成に携わった2年もの間に、本日御出席の池田教授、出水弁護士を始め、日本側の専門家の皆様から絶えずコメントと参考資料を頂きました。このように、ウズベキスタン側の執筆者が注釈書の草案作成の初期の段階から常に批評的なコメントを得ながら作業できたということは、とても大事な意味を持っていたと思います。このコメントによって、注釈の質を大きく向上させることができました。

出水弁護士の発表でも触れられておりましたが、ちょうど注釈書草案の執筆作業が活発に行われていた時期と、倒産法の適用に関する最高経済裁判所の総会決議作成の時期が重なっていましたので、日本側との注釈書協議で出された様々な提案をこの総会決議であるとか、様々な部分に、大変機動的に素早く反映することができました。

ウズベキスタン側ワーキンググループメンバー一同は、この注釈書作成プロジェクトを通じて蓄積した知識や経験を、今後とも、倒産法制やその実務の改善、そして、今後の学術活動等において活用していく所存でございます。

それから、今回のセミナーに参加する前に、日本側ワーキンググループから、「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトにおける協議実施結果に基づく提言書」というものを追加で頂きました。それは内容的に大変多く、約50ページありました。

我々ウズベキスタン側は、このプロジェクトの終了により我々の活動が終わってしまうということではなく、今後とも日本側から頂いたコメントを参考にしながら、より良い倒産法制を目指して活動を続けていく準備ができているところです。

最後になりましたが、ウズベキスタン側ワーキンググループ一同、JICA及び法務省の皆様からの惜しめない御指導、それから、財政援助につきまして、改めて深い感謝の意を表したいと思います。

御静聴ありがとうございました。

「注釈書活用促進のための具体的取組について—地方セミナーの開催—」

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会

倒産企業清算・管財人監督部長

プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ氏



皆様、こんにちは。私の発表のテーマは、「注釈書活用促進のための具体的取組について—地方セミナーの開催—」についてです。アフマノフ氏からも説明がありましたが、一連の地方セミナーというものを我が共和国の各地方にて実施しております。

どのような事業にしてもそうだと思うのですが、特に法律の注釈書を作るというプロジェク

トの場合、その最大限の効果を得るためには、この分野に関心を持つ専門家やこのような書籍を利用する人々の間に、その成果を広く普及させることが必要となります。このような目的で、マス・メディアを通じてプレゼンテーションを行う、あるいはセミナーの開催を通じて書籍内容に関する広報活動をするということがよく行われます。

倒産問題にかかわる専門家が地方にも多くいるという点を考慮しますと、地方セミナーの開催は、注釈書の普及に最適な方法といえます。また、セミナーを開催することにより、セミナー参加者が、直接、注釈書の執筆者や、JICA 長期派遣専門家の松嶋氏、JICA 事務所スタッフのシャリポフ氏といったプロジェクトの関係者と直接交流できるというメリットもありました。これによって、より詳細に注釈書作成プロジェクトの趣旨や意義を説明し、より聴衆に分かりやすく注釈の内容を紹介することができるという側面もあります。

このような目的を達成するため、本プロジェクトのワーキンググループは、倒産法注釈書普及のためのセミナーを開催することを決定しました。そして、この地方セミナーで、カラカルパキスタン自治共和国と国内の 12 の州及びタシュケント市をカバーすることを考えました。このアイデアは、最高経済裁判所、非独占化委員会、JICA ウズベキスタン事務所が合意した「倒産法注釈書セミナー開催スケジュール」という書面により承認され、このスケジュールに従い、2007年7月から8月にかけて、セミナーを開催しました。各州や州都の所在地については、パワーポイントスライド「I ウズベキスタン共和国全図」（本誌 80 ページ）を御覧ください。7月5日には、フェルガナ市で、フェルガナ州、ナマンガン州及びアンディジャン州を対象としたセミナーを開催しました。7月12日には、ウルゲンチ市で、カラカルパキスタン自治共和国及びホレズム州を対象としたセミナーを開催しました。7月19日には、サマルカンド市で、ジザク州、サマルカンド州及びカシュカダリヤ州を対象としたセミナーを開催しました。7月20日には、ブハラ市で、ブハラ州及びナヴォイ州を対象としたセミナーを開催しました。なお、当初の予定では、8月3日に、テルメズ市で、スルハングリヤ州を対象としたセミナーを開催し、8月11日には、首都であるタシュケント市で、タシュケント州、シルダリア州及びタシュケント市を対象としたセミナーを開催する予定でしたが、予定を変更し、注釈書ウズベク語版の発刊まで延ばすことになりました。セミナーは、それぞれの州都で最も立派な会場で開催されました。各セミナーの具体的な様子は、パワーポイントスライドのII（本誌 81 ページ）以降を御覧ください。地方セミナーの実績については、「地方セミナーの実施状況について」という配布資料にまとめてありますので、後で御覧ください（本誌 119 ページ）。

このセミナー開催の責任者となりましたのが、ワーキンググループメンバーのアジモフ氏、私、それから、ソリエフ氏、ナム氏、タジエフ氏、ウマロフ氏です。

セミナーは次の手順で行われました。開催地の経済裁判所所長が開会の辞を述べた後、セミナーの第一部は、3つから4つの発表を行います。うち2つはウズベキスタン側ワーキンググループメンバーによる発表で、そのうちの1つは、ウズベキスタンの倒産法制の発展に関する発表とし、残りは注釈書で取り上げられている問題をより周知させるためのものとなりました。例えば、アジモフ氏は、倒産法制に関する理論的な問題、倒産法制の発展、倒産法

の改正の歴史をウズベキスタンの経済改革と結び付けて発表しました。その他のメンバーの発表は、各倒産事件手続の適用に関する問題をテーマとして取り上げました。具体的に言いますと、裁判上の再生支援手続、外部管財手続、清算手続、また、簡易倒産手続に関する問題を取り上げました。パワーポイントスライドのVI（本誌 83 ページ）は、フェルガナ会場における、ワーキンググループメンバーのナム氏による発表の様子です。

あとの2つは、JICA 側による発表でした。この地方セミナーでは、JICA の松嶋長期専門家も発表しました。彼女の発表の内容は、倒産手続における債権届出手続に関するものでした。松嶋氏はロシア語で発表を行い、聴衆の評判もよく、注目を集めていました。また、JICA ウズベキスタン事務所のスタッフであるシャリポフ氏は、注釈書の作成、改訂作業や、注釈書の構造等について発表しました。発表者は、発表時に、パワーポイントスライドなどの視覚資料を使用しました。

セミナーの第二部は、発表内容に関する質疑応答としましたが、この部分が最も活発で興味深いものとなりました。我々がまとめたところでは、一回のセミナーで平均、30 から 50 の質問が出され、質問者はその場で直接十分な回答を得ています。質問のほとんどは、実務における倒産法の適用に関するものでした。その際、質問者は、具体的な企業に関する具体的な手続を例に挙げて、それに基づいた質問をしていました。本日は時間も限られておりますので、残念ながら、すべての質問内容をここで取り上げることはできませんが、どのような質問があったかについて、幾つか紹介させていただきますと、追加株式の発行、資産の置換といった債務者の財政健全化の新しい手法の適用に関する質問が出ました。特に参加者の関心を集めたのは、債務者財産の売却方法、財産の査定、公開競売の実施に関する注釈書の解説に関するものでした。また、債権登録簿の作成に関する質問も多かったと感じています。

今まで行われた地方セミナーの参加者数は、延べ 340 人ほどです。参加したのは、経済裁判所裁判官、非独占化委員会の職員、検察庁や司法省、税務機関の職員、弁護士、倒産問題に関心を持つ学者などです。平均的な参加者を割合で見ると、税務機関職員が 52%、経済裁判所裁判官・職員が 14%、非独占化委員会の職員が 14%、検察庁職員が 10%、司法省職員が 5%、学者が 5% となります。これは飽くまで平均値ですので、各セミナーによって参加者の割合は変わってきます。

この地方セミナーについては、より多くのセミナーに関する情報を流すという観点から、セミナー開催に関する情報を全国紙・地方紙に掲載し、全国・地方のテレビ、ラジオ放送でも宣伝しました。私がタシュケントをたつ 2 日前にも、私が所属しております非独占化委員会のウェブサイトにてセミナー開催のお知らせを掲載してきたところです。

地方セミナーの参加者からは、参加して大変良かったという評判を得ており、また、倒産法制に関する日本人専門家との協力継続を望む要望も多く聞かれました。

私からの発表は以上です。御静聴ありがとうございました。

「民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について」

JICA ウズベキスタン事務所 シャリポフ・シャリフゾダ氏

(代読：JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム 竹内 麻衣子氏)

民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について



JICAウズベキスタン事務所員
シャリポフ・シャリフゾダ
Mr. SHARIPOV Sharifzoda

御列席の皆様方、そして当プロジェクトの日本側・ウズベキスタン側ワーキンググループのメンバーの前で発表する機会を頂きましたことを、大変、光栄に思います。

今回、自らこのセミナーに出席し、発表することができなくなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

始めのパワーポイントスライド(本誌 85 ページ)を御覧ください。今回の発表では、主に民間セクターに

対する注釈書の広報活動の必要性、広報活動の内容及び広報活動の成果の3点についてお話ししたいと思います。

民間セクターに対する倒産法注釈書の広報活動を行う理由としては、次の二点を指摘しなければなりません。それは、①倒産制度がウズベキスタンでは新しい制度であること、②民間セクターが国の発展の牽引力であることです。

倒産制度がウズベキスタンに導入されたのは、比較的最近の1994年のことです。それまで、大方の人々が「倒産」という言葉から連想するものは、外国映画などで見たような、企業家が無一文になるといったイメージでした。様々な改革や市場経済への移行プロセスが始まるとともに、経済活動主体の経済破綻に関連する諸関係を規定する必要が出てきました。しかしながら、我が国の倒産法制は、他の旧ソ連諸国と同様、日本を含めた諸外国のものとは大きく異なっていることを、指摘せざるを得ません。

それに、「倒産」というもののとらえ方、倒産に対する見方も、諸外国と異なります。まだ、このプロジェクトの初期のころですが、日本人専門家がウズベキスタンを訪問された際に、どなたかが「倒産した企業の社長が自殺したりすることがありますか？」という質問をされたのですが、その質問に対してウズベキスタン側から「ノー」という答えを得て、かなり驚いていらっしやっただけを覚えています。それも、当然なのかもしれません。私たち自身も、外国映画では、破産者が死んで人生の片をつけるという話をよく見かけます。

これに対し、わが国の企業家は、「倒産」というものを少し軽く見ているところがあります。一つ会社を駄目にしてしまっても、次の日には、もう、別の場所に別の会社を作るのです。

私自身も、経済や法学の教育を受けていなかったこともあり、正直に言いますと、「倒産」については、とてもネガティブな現象であるように思っていました。しかし、このプロジェクトの実施過程、協議にかかわるようになり、また、注釈書のウズベク語版の編集のため、注釈書を熟読するようになって、倒産制度の目的は、企業の存在を停止させることだけでなく、債権者や債務者の利益を保護すること、経営破綻状態にある経済主体を除外すること、相応の可能性がある場合については企業を再建し活動継続のチャンスを与えることにもある

のだということが、分かるようになりました。

大半の国において、民間セクターこそが国家の発展の牽引力であり、GDP の大部分が民間セクターであるという点については、皆様、異論のないところだと思います。ということであれば、債権者や企業代表者として民間セクターがより良く倒産法制を知り、よりうまく活用できればできるほど、ビジネスがうまく発展していくと言えるわけです。

この場合、民間セクターには、ウズベキスタンの企業だけでなく外資も含めることができます。このプロジェクトでは、この注釈書の日本語版、英語版も準備しています。今の段階でも既に、外国の方々から英語版の配布に関する問い合わせを頂いております。

以上、この注釈書の広報の必要性について、その理由を説明いたしました。次に、そのために具体的に行う活動、企業活動でいうところの「PR 活動」の内容についてお話ししたいと思います。



シャリポフ氏発表（代読：JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム竹内麻衣子氏）

では、時系列で、今まで行ってきた PR 活動を振り返ってみます。

パワーポイントスライドの「2.1.1 広報活動 事前 PR」（本誌 87 ページ）を御覧ください。プロジェクト期間を通じて、《JICA Uzbekistan Office Newsletter》⁴で、短期派遣専門家のウズベキスタン訪問、ウズベキスタン側ワーキンググループメンバーの日本での研修などについての情報を掲載しました。

次に、パワーポイントスライドの「2.1.2 広報活動 事前 PR」（本誌 88 ページ）を御覧ください。

“JICA annual press tour for journalists”への参加です。このプレスツアーでは、新聞、ラジオ及びテレビの代表者が、日本側及びウズベキスタン側ワーキンググループメンバーに対して直接取材、質問を行います。左側の写真では、ジャーナリストたちが日本側及びウズベキスタン側ワーキンググループメンバーを直撃している様子がうかがえます。この情報はラジオ・テレビ放送及び新聞記事の形で報道されました。

プロジェクト全体のクライマックスとなったのは、タシュケント市のナショナル・プレス・センターにマス・メディアを招いて行われた、注釈書ロシア語版の発刊プレゼンテーションです。パワーポイントスライドの「2.2 広報活動 注釈書発刊プレゼンテーション」（本誌 88 ページ）を御覧ください。このプレゼンテーションには、新聞、テレビ各社、民間のインターネットサイト UZREPORT.COM の記者が来ていました。このプレゼンテーションの様子については、先ほど池田教授の講演において紹介があったとおりです。

次に、パワーポイントスライドの「2.3 広報活動 注釈書及びその電子バージョンの配布」（本誌 89 ページ）を御覧ください。

⁴ JICA ウズベキスタン事務所ウェブサイト(<http://www.jica.go.jp/uzbekistan/english/newsletter.html>)から閲覧可能（2007年9月末現在、第6号（2006年1月号）まで掲載）

注釈書の配布先については、このプロジェクトのメインパートナーである最高経済裁判所と協議して決定し、国家機関だけではなく、商業銀行、弁護士協会、法学部や経済学部がある大学、公立図書館、弁護士事務所といった民間セクターも含めました。

このスライドの右上の写真は、このプロジェクトの JICA 長期派遣専門家である松嶋氏（右から 2 人目）と、本日このセミナーに参加されており、注釈書執筆者の一人であるフェルガナ州経済裁判所長のソリエフ氏（右から 3 人目）が、フェルガナ国立大学の図書館に注釈書を寄贈している様子です。右下の写真は、サマルカンドのセミナーの際に、松嶋専門家が法律事務所の方に注釈書を渡している様子です。左上の写真はウルゲンチの工業・企業カレッジです。ここは、通りかがりに見つけたのですが、ここにも注釈書を配布しました。左下は、ウルゲンチ国立大学を訪問して、注釈書を配布している様子です。

ところで、倒産法を運用するのは、経済裁判所、倒産事件を管轄する国家機関である非独占化委員会や、検察庁、税務機関、そして、管財人ですが、倒産法の適用対象は、正に民間セクターです。倒産事件は、民間セクターにいる企業が債権者としても債務者としても開始することができるので、これらの者が、正しい時期に正しい形で倒産事件を開始し、倒産手続に参加できるようになれば、倒産法が真に機能するようになります。

この点については、民間セクター自身も同様に考えており、例えば、銀行は、倒産事件に債権者として関与することが多いですが、ある銀行からは、倒産事件を利用したいが、手続がよく分からないので倒産手続を利用することを躊躇していると言われたこともあります。また、銀行に注釈書を届けに行くと、法務部以外の各部署から多くの方が面会に出てきたこともありますし、渡したその場でこれまで疑問に思っていたであろう箇所を熟読する弁護士もいました。また、企業からも、倒産事件が開始されると、自身の企業の運命はどうなるのか知りたいとの連絡があったこともあります。そこで、このプロジェクトでは、商業銀行、弁護士会、商工会議所等に注釈書を届けています。

さらに、民間セクターといっても、ウズベキスタンだけではなく、外国も視野に入れる必要があります。ウズベキスタンには、ロシアや CIS 諸国だけではなく、ヨーロッパの外資企業も多くあります。先ほど説明いたしましたとおり、外資企業や各国の大使館からも、注釈書について問い合わせを受け、配布しています。この場合、特に、英語版の需要が高いです。

次に、ウズベキスタンにおける地方セミナーです。

地方セミナーの詳細につきましては、注釈書執筆者の一人であります非独占化委員会のプラトフ氏から先ほど説明がされたとおりでありますが、私の方からは、この地方セミナーに、裁判官や裁判所任命管財人以外に、弁護士、法律や経済を教える教授、銀行といった民間セクターの代表を招いたということをお願いしたいと思います。

地方セミナーでは、私は、どこで注釈書を読むことができるか、また、注釈書をどのように活用できるかについてお話ししました。

また、この地方セミナーのときに明らかになったのですが、各国家機関へ注釈書を配布した際、中央機関の方に地方支局の分も入れて十分な部数を渡したにもかかわらず、地方支局の中に注釈書を受け取っていないところがあることが発覚しました。この事態を勘案し、ウ

ズベク語版を配布する際は、最高経済裁判所が各州の経済裁判所を通して、直接、各国家機関の地方支局に注釈書を配布することにしました。また、注釈書は、地方セミナー開催を通して、各大学、銀行の支店、弁護士事務所などに配布しました。また、セミナーの広報のために、テレビも含めた報道関係者も招きました。例えばブハラでは、NN-TV という非政府系非営利のテレビ局を招待しています。

次に、自由にアクセスできるインターネットでの注釈書の電子バージョンの配布についてです。

まず、プロジェクトのメインパートナーである最高経済裁判所のウェブページに電子バージョンを掲載し、また、弁護士協会、大学電子ライブラリー、ウズベキスタン法令の商業データベース”NORMA”にも依頼して、掲載させてもらいました。

先ほど説明したように、このプロジェクトでは、民間セクターに対して注釈書を配布する活動を行っておりますが、残念なことに倒産法の知識を知りたいであろう、又は、知るべきであろう民間セクターの企業や事業者を我々が探し出し、注釈書を配布していくということは大変困難です。現在必要でなくとも将来必要になることもあります。そのため、このプロジェクトでは、注釈書を直接配布すると同時に、注釈書が存在するという情報を広く、かつ、長期間にわたり流し、例えば1年後に注釈書が必要になった企業などが、弁護士会、大学の図書館やインターネット等で、倒産法の知識を得ることができるようにしています。

先ほど説明した地方セミナーですが、最後の地方セミナーは、首都タシュケントで、注釈書ウズベク語版の発刊に合わせて、開催する予定です。

その後、JICA ウズベキスタン事務所の広報活動の一環として、成功プロジェクトの一例としてビデオ資料を作成する予定になっています。

さて、これらの広報活動の成果ですが、セミナー参加者数、配布部数—これらの数字は、単なる数字、統計にすぎません。

例えば、誰か知らない人がこの注釈書を読んでいるのを偶然見かけたとか、この注釈書に関心を持った人々から「この本はどこで入手できるのですか？」という問い合わせの電話を受けたといったようなエピソードとは、比べものになりません。

そして、このようなことが、現実に起こっているのです。ある日、偶然、街でこの注釈書を手にした若者を見かけた時、私がどれだけ誇らしい気持ちになったか、皆さん、想像できるでしょうか？彼は20歳ぐらいの若者で、学生かばんを持って、タシュケントの金融大学の近くにいました。注釈書が既に学生、つまり、未来の専門家の関心を引き付けているということが、ここから分かります。そして、これは、まだ始まりにすぎません。今後、ますます、面白くなっていくことでしょう。

皆様、御清聴ありがとうございました。

「ウズベキスタンにおける倒産制度及び倒産実務の問題点解決に向けた今後の課題」

法務総合研究所国際協力部長 稲葉 一生



法務総合研究所国際協力部長の稲葉と申します。

私の方からは、「ウズベキスタンにおける倒産制度及び倒産実務の問題点解決に向けた今後の課題」というテーマで、これまでのこのプロジェクトの活動を振り返った上で、今後課題となるであろう事項について、5項目にわたって説明をさせていただきます。

民間セクターへの周知の必要性、倒産実務担当者への周知の必要性、管財人業務の在り方、書式集について、倒産法の解釈の統一への取組の5項目です。

まず、民間企業、銀行、弁護士といった民間セクターに対して、引き続き、倒産法注釈書の存在や倒産制度自体の周知を図っていくことの必要性についてです。

このプロジェクトでは、倒産法注釈書は書店で販売せず、関係機関に無償で配布する方式をとっております。このプロジェクトのターゲットが経済裁判所裁判官とされていることから、経済裁判所には十分に注釈書が配布されていますので、最高経済裁判所の方では、注釈書の配布状況には問題はないと認識されているようですが、地方セミナーにおいて出された意見や、本プロジェクトの終了時評価現地調査の際行ったインタビュー結果によれば、民間企業、弁護士等の民間セクターからは、依然、注釈書の配布部数が足りないという声があるようです。

また、注釈書の電子データの配布は無料で行っており、インターネットサイトからもダウンロードできるようになっておりますが、ウズベキスタンにおいてはインターネット環境に問題があることやパソコンの普及率も高くないということから、電子データの無料配布が必ずしも現時点では有効な普及手段とまでは言えないという事情があります。

注釈書の発刊部数には限りがあり、これからウズベク語版が配布されることとなりますが、注釈書が適切に配布されるように配布先を選別する必要があります。それとともに、ロシア語版の配布の際には、中央機関から地方機関に注釈書が配布されても、地方機関の方で注釈書の存在の広報活動がきちんと行われておらず、注釈書の存在が知られていない実態があると聞いていますので、この点も改善すべき点として挙げられます。

それとともに、注釈書が配布されなかった民間企業等の人が注釈書にアクセスできるようにするため、どこに行けば注釈書を手にとることができるのかを周知する必要があります。

民間企業等に対しては、6月29日に実施した発刊プレゼンテーションのように、マスコミを利用した周知も有効だと思います。

ところで、地方セミナーの開催に際し、経済裁判所、非独占化委員会、税務機関等の政府

機関に対してはセミナーへの参加を呼びかけ、これらの政府機関からは多くの方が参加されたと聞いています。

一方で、民間企業、銀行、弁護士等に対しては、セミナーへの参加の呼びかけは、積極的には行われなかったと聞いています。しかし、民間企業や銀行は、実際に倒産事件の当事者になり得るわけですし、民間企業や銀行としては、取引先が倒産しそうな場合にいかに債権を回収するかについて弁護士に相談することも多いと思います。今回の地方セミナーでは、日本側からの働きかけにより、民間企業、銀行、弁護士等にも参加してもらいましたが、これらの参加者からは、有益であったという意見が多く出されていたと聞いています。

また、JICAの方で注釈書を配布するために銀行を訪問した際、銀行の担当者から、倒産法の重要性は理解しているが、これまで倒産法に関する書籍がなく、倒産法の内容を知ることができなかったため、倒産制度を利用することにはためらいがあった、という声も聞かれたとのことでした。

民間企業の場合、取引先や融資先が倒産することも当然あり得るわけで、倒産制度の情報を取得することについては、切実な立場に置かれているということもできますので、倒産制度の情報についての需要は高いものと思われ、倒産法注釈書の存在や倒産制度自体の周知を、民間セクターに対して、引き続き行うことが必要です。

次に、倒産実務に携わっている担当者に対して倒産法や倒産制度を周知する施策の必要性です。

地方セミナーの実施に際しては、セミナー参加者に質問票を記載してもらいましたが、日本側では、フェルガナ、ウルゲンチ、サマルカンド及びブハラで行われた地方セミナーについてその取りまとめを行ってみました。

その結果を見ると、かなり基本的な質問が多いという印象を受けます。

例えば、管財人の報酬はどのように決定されるのか、債務者の倒産手続に関する公報誌への公告費用を債務者が支払えない場合に管財人が立て替えて支払った場合、誰に請求できるのか等、管財人に関する基本的な質問が、管財人自身や、管財人を監督する非独占化委員会の地方支部の職員から多く提出されていました。また、倒産事件手続の開始要件についての質問や、倒産事件手続が開始されたが弁済期が到来した債権を弁済してもよいか、というような質問も見られました。

これらの質問は倒産法の条文を見れば解決する問題が多いと思われそうですが、これらの質問が出されることからすると、倒産実務に携わっている担当者においても、まだ倒産法の規定が周知されず、倒産制度の内容が十分理解されていない現状がうかがえます。

今回行われた地方セミナーで実施した質問票形式の調査に対する回答は、倒産実務上の問題点を把握するために非常に貴重なデータですので、ウズベキスタン側にも、是非提出された質問票の内容を分析していただきたいと思います。

そして、例えば、今回の地方セミナーにおいて提出された質問票の質問内容のうち、多く見られる質問については、最高経済裁判所と非独占化委員会が協同して回答集を作成し、関係機関に配布すれば、それだけでもかなりの問題点が解決し、実務の改善が図られるように

なると思います。

次に、管財人業務の在り方についてです。

日本側が管財人に行ったインタビューの結果等によると、管財人は法律の専門家ではないということもあって、「現在の倒産法の条文は、倒産実務に合致していない。」という意見を唱える管財人もいたとのことであり、倒産法の条文に基づいて実務を行うというよりは、従前から確立しているやり方に習って実務を行う傾向があるという印象を受けます。

しかし、管財人は、倒産事件の関係者の間に立って、債権者と債務者との利害関係の調整や債権者どうしの利害の調整を図るといった重い職責を担っています。そのような管財人が、倒産事件の関係者から公正に業務を行っているという信頼を得るよりどころは、やはり倒産法という法律の規定に従って業務を行っていることにあると思います。

管財人の監督は非独占化委員会が行っておりますが、昨年末から管財人協会の活動が本格的に開始されたとうかがっており、今後、管財人協会がいかにその活動を展開していくかが期待されるところです。

管財人協会による活動としては、管財人協会による管財人に対する研修の充実なども考えられますが、倒産実務に直結する活動の一つとしては、管財人候補者の選任についての管財人協会の関与が考えられると思います。

管財人のインタビュー結果によると、債権者が債務者の倒産事件開始を経済裁判所に申し立てる場合、倒産法の規定では、債権者は、管財人の候補者も併せて推薦することとされているのですが、実務では、そのようなことはほとんど行われず、債務者に対する倒産事件手続が開始されてから、管財人が選任されているとのことでした。また、債権者が管財人の候補者を推薦した場合でも、当該管財人が債権者又は債務者の利害関係人に該当し、結局、管財人として任命することができないという事例もあるとのことでした。

このようなことから、例えば管財人協会の方で、債権者からの問い合わせに応じて、管財人の候補者を複数紹介し、その中から選択してもらうというような管財人の候補者を紹介するようなシステムを作ることも一案ではないでしょうか。

もう一つ、倒産実務に直結する活動の一つとしては、管財人から債務者や債権者に対する情報提供を充実させることが挙げられます。

これまで日本側がインタビュー等を行った結果では、管財人の中でも管財人業務の改善に積極的であり、債務者等に対する情報提供を充実させる取組を行っている管財人もおられます。例えば、経済裁判所から管財人に任命されると、当該債務者に自分が管財人として任命されたことを知らせるとともに、倒産法の規定に基づき債務者がしてはならないこと、例えば、一部の種類の債権を除き債務を弁済してはならないことや、倒産法の定める例外を除いては、債務者は管財人の同意を得ないと自らの財産を処分してはならないこと、また、逆に、倒産法の規定に基づき債務者がすべきこと、例えば、給与債権者に対して倒産事件の開始があったことを通知することを紙にまとめ、債務者に伝える取組を行っている管財人もおられます。

通常の債務者には、このような知識をだれかから教えてもらわないと、倒産法の規定を遵

守できないと思われ、このような情報は、債務者にとっては、非常に貴重なものであり、このような取組は、広まってほしいと思います。

管財人は、債務者や債権者に最も近い存在であり、債務者や債権者とじかに接しながら管財人業務を行うので、債務者や債権者に対して情報提供を行うのには適した存在だと思います。

今紹介した取組は、現時点ではごく一部の管財人による取組にすぎませんが、今後は、このような取組が多く管財人に広まることや、更に経済裁判所や非独占化委員会の支援も得て、債権者や債務者に情報提供が図られることを期待します。そして、倒産法に従った倒産実務が行われるように努めていただく必要があると思われまます。

次に、書式集の作成についてです。

これまでウズベキスタン側ワーキンググループのメンバーからはもちろん、終了時評価の際のアンケートの回答の中でも、倒産事件についての書式集の必要性を訴える声が多く聞かれました。

例えば、経済裁判所の裁判官であれば、倒産事件についての決定等のひな形を集めた書式集、管財人であれば、経済裁判所に提出する報告書等、管財人が作成すべき書類のひな形を集めた書式集、銀行等の民間企業であれば、債務者の倒産事件手続開始を経済裁判所に申し立てる場合の申立書等のひな形を集めた書式集などです。

各関係者が、日ごろの倒産実務の中で、書式集がないことによって不便を感じている実態がよく分かりました。

当部教官と松嶋長期派遣専門家が経済裁判所の決定例を幾つか調べて見たところ、確かに、同じ決定でも様々な様式のものがありました。それが、様式の違いだけにとどまらず、倒産法の規定上、必要な事項が記載されていなかったり、誤った記載がされている例も散見されました。ある経済裁判所の裁判官の話では、現状では書式集がないので、前任者が作成された決定を参考にして、決定書を作成しているということでしたが、その前任者が作成した決定に誤りがあると、その誤りが修正されることはほとんどなく、そのまま引き継がれてしまっています。

例えば経済裁判所の決定の書式集であれば、決定の記載事項を倒産法の専門家がきちんと精査した上で、最高経済裁判所が責任を持って、書式集を作成されることが望まれます。経済訴訟法については既に決定例を集めた書式集が作成されているようですので、同様の取組が行われるとよいと思います。

その際、当該決定に関連する条文にはどのようなものがあるかを調査することが必要になりますが、この注釈書は、各項の解説に関連条文を引用する形で作成していますので、書式集の作成作業の効率化にも貢献すると思います。

最後に、倒産法の解釈の統一への取組についてです。

このプロジェクトでは、プロジェクトの上位目標を「ウズベキスタン全土で、倒産事件を扱う裁判官の倒産法に関する解釈が統一される」と設定しています。

今回発刊した注釈書が、ウズベキスタンにおける倒産法の解釈の統一にどれだけ寄与するかは、これからこの注釈書がどのように活用されるかによるとは思いますが、日本側では、こ

の注釈書に記載されていない事項であっても、今後この点が反映されればウズベキスタンにおける倒産法の解釈の統一が促進されると考えている事項があります。

そこで、日本側のワーキンググループでは、そのような事項を、「『ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト』における協議実施結果に基づく提言書」としてまとめました。

この提言書は、ウズベキスタン側に対し、新たな制度導入を提言するものではなく、あくまでもこれまでのウズベキスタン倒産法の枠組みを前提にしたものです。つまり、現在のウズベキスタン倒産法の枠組みの中で、実務の運用を改善することにより問題点の解決を図ることが可能なものを中心として採り上げられています。提言の中には、倒産法の改正や総会決議の発出を提案しているものもありますが、倒産法を抜本的に改正する必要はなく、十分実現可能な内容であると思われ、この提言書の内容は、今回発刊した注釈書の内容を補充するものと位置付けることができると思います。

今後、ウズベキスタンにおいてこの提言書に記載した事項が実現され、このプロジェクトの目的の達成に向けた取組が行われることを期待しています。

なお、このプロジェクトは本年9月末に終了いたしますが、法務総合研究所では、引き続き、注釈書日本語版、英語版及びウズベク語版の電子データのウェブサイトへの掲載や、ウズベキスタン倒産法の関係法令和訳のウェブサイトへの掲示など、このプロジェクトのフォローを行ってまいります。

ありがとうございました。

質疑応答

【司会】 それでは、質疑応答の時間に移ります。質問につき2点頂いておりますので、紹介いたします。

まず、アジモフ氏に対する質問です。

1点目ですが、「ウズベキスタン倒産法が1998年に改正されましたが、この際に倒産原因が「支払不能」から「債務不履行」に変更となった理由を御教授願います。」という御質問です。それから、2点目ですが、「現行の倒産法（2003年施行）は、市場経済化の実施に



質問に対応するアジモフ氏（写真中央）

伴い市場から排除されるべき企業の処理が終わり、むしろこれからは生き残る能力があると思慮される企業の再建を強化していくという位置付けの下に制定されたという理解でよろしいでしょうか」という御質問です。

【アジモフ】 大変興味深い質問をありがとうございます。一つ目は、我が国の経済発展の過程、それから倒産法制そのものの発展の過程にかかわってくる質問ですが、まず、最初に、制定当初の倒産法（初版）の採択がされた時代がどの

ような時代であったかを説明します。その当時は、ウズベキスタンの経済が今までの中央集権的、計画経済から市場経済への移行を始めたばかりの段階でした。そのような状況の下、この時代には、経済活動主体の保全・保護というものが第一に考えられて、その上で、「倒産原因」を定める、つまり、その基準に基づいて倒産認定をするかどうかを定めました。その時の基準が、「支払不能」という概念です。この「支払不能」がどのような概念であるか、これから説明します。簡単に申しますと、倒産認定の基準は、その当事者の負債額が資産額を上回っているかどうか（債務超過）が基準でした。つまり、債務の方が超過していないと倒産認定ができないということです。倒産原因は、始めはこのように規定されていましたが、この基準に従って倒産認定をしていると当時のウズベキスタンの実務の現状に合わない、倒産法がしかるべき機能を果たさないということが明らかになりました。というのは、ソビエト連邦が崩壊してウズベキスタンが独立国家となった当初、形式的には大変資産額が多い大企業というものがたくさん存在していました。しかし、実際にそれが資産としての役割を有効に果たすためには、実際にその資産が売れないと仕方がないわけです。当時、国内の資本家にも資産が集まっていませんでしたし、海外企業がそういった資産を買ってくれることもありませんでした。一つ例を挙げます。タシュケントに「第2番靴工場」という企業がありました。ソビエト時代には、このようなそっけない名称の会社が多かったのですが、その企業は、大量の在庫（大人用の靴や子供用の靴）を所有していました。しかし、その靴に対する需要がないため、企業の資産としては換金性の大変低いものでした。バランスシート上は、資産として大変多くの物があると記載されるわけですが、実際には、換金不可能な資産がほとんどでした。倒産制度というのは、古い経済制度を新しい経済制度へ移行させるためのツールの一つと考えられているわけですが、そういった事情があったため、我が国では、それでは「倒産原因」を変えようということになったのです。そして「支払不能」、すなわち債務超過という基準ではなくて、「債務不履行」に変えようと決断をしました。つまり、資産額として幾ら持っているかに関係なく、実際に債権者に対する債務の弁済ができるかできないかを基準にするようになったわけです。そういったわけで我々もこういった改革の中で経験を積んで、どこに重点を置くか決断をしてきたのです。

二つ目の質問ですが、倒産法を第2版、第3版と改正していく中で、我々も様々な国の倒産法制・倒産制度を研究してまいりました。例えば、ヨーロッパは、債権者重視の制度となっていますし、それに対して、それとは逆に、経済活動主体としてなるべく債務者を保護するという傾向のシステムもございます。倒産制度で後者のシステムをとっているのがアメリカであり、これまで我々が学んできた結果、日本も債務者の保護の方に重点を置いている制度であることが分かりました。我が国の倒産法につきましては、初版については、どちらの制度も、ある程度反映されていました。しかし、倒産法初版、それから改正された第2版の倒産法が施行されていた時代というのは、ウズベキスタンは、経済状況的には、経営破綻企業の再生ということができるような状態ではありませんでした。国としましても、そういった企業に対する保護を行うことができる程の国力はありませんでした。そのようなことから、できれば資力のある人にそういった赤字企業を買い取ってもらい、そこで企業の体力を回復

してもらおうということに注目しました。そのようなウズベキスタンの現状から、ウズベキスタンの倒産法というのは債権者寄りのシステムになっていまして、企業がそのままでは経営がうまくいかないということであれば、他のオーナーに来てもらい、再建をしてもらおうという傾向があります。大変興味深い質問をしていただき、ありがとうございます。今、ウズベキスタンでも投資家が育ってきており、また外資というものが活動するようになってきていますので、倒産法の第二の機能、つまり、企業の再建を行うことができる時期に来ているということを指摘して下さったのだと思います。今ならば、企業のオーナー自体を変えなくても再建をするという可能性もあるかもしれません。

【池田】ここで関連して補足させてください。今御質問された点は非常に良い点をついていますし、アジモフ氏の方から的確にお答えいただいたと思いますが、大きな流れをつかみますと、1994年及び1998年の倒産法においては、基本的には倒産の主たる目的というのは清算型を中心に行っていると言えらると思います。2003年に倒産法の大改正がされていますが、これは、実質的には新法を制定したと考える方が正しいと思います。先ほどアジモフ氏が外国法の調査をされたと御指摘されましたが、この改正作業に際しては、ドイツやデンマークで調査を実施しており、かなりヨーロッパ圏の調査をされた上で、改正作業がされています。ただ、ベースとしては、ロシア連邦倒産法が色濃く残っている法律となっています。一つ言えるのは、世界の倒産法の潮流がどちらかというと清算型から再建型に大きく動いていますが、そういう流れにうまく合わせてきているという印象を持っています。2003年の改正により新たに取入れられた「裁判上の再生支援」は、いわゆるDIP型の再建手続ですので、その意味ではアメリカ、あるいは日本の改革の方向性に合う形になっていると思います。

さらに、もう一つ付け加えさせていただきます。2003年の改正で幾つか新設の制度が



日本においては、ウズベキスタンという国はまだまだ知名度が低いのが現状である。本セミナーでは、ウズベキスタンにまだあまりなじみのない参加者の方に対し、少しでもウズベキスタンへの親しみを持っていただく手助けとして、会場にウズベキスタンの民芸品を展示するなどの試みを行った。

できました。従来、債務者の財産保全に関して非常に手ぬるい状態にあったのですが、2003年の改正で、「監視」という手続が新たに設けられました。その意味で、債務者の財産保全をしっかり行いつつ、債務者の再建の芽もしっかり確保することとしています。しかし、他方で、ウズベキスタン共和国倒産法の大きな特徴であるのが、債権者自治主義のようなものを採っておりまして、倒産事件手続が開始した後に、具体的にどのような手続に進むのか、清算型又は再建型のどちらに進むのかについては、債権者集会の意向がほぼ全面的に反映されるという特徴を持っています。世界の潮流を踏まえた動きと、ウズベキスタンの置かれた状況を踏まえて、非常に巧みな形で2003年の改正法が出来上がっていると感じております。以上です。

【司会】 もう一つ質問票を頂いておりますので、御紹介させていただきます。同じく、アジモフ氏に対しての御質問です。

「倒産実務が成功するか否かは、これらの実務を担当する管財人や担当の弁護士をいかに教育研修させるかにかかっていると思われませんが、そのためにどのような方策を考えられておられますか。」という御質問でございます。

【アジモフ】 これもまた、重要な問題で、よい質問だと思います。ありがとうございます。まず、私の個人的見解を述べさせていただき、その後、私と同じく非独占化委員会で管財人の活動を監督する担当部署の責任者のプラトフ氏から追加で説明させていただきます。

そもそも、倒産制度における管財人というプレイヤーは、2003年の現行の倒産法で初めて導入されたものです。私見ですが、管財人というのは、企業の再生や活性化に向けて活動するもので、それが任務であるととらえています。つまり、管財人というものは、危機状態における経営のスペシャリストでなければならないと考えます。よいマネージャーであり、よい経営者でなければならないと思います。しかし、マネージャーや経営者の役割を果たす人たちというのは、まだ我が共和国で生まれ出した段階であり、今、経験値を積んでいる最中です。ここでプラトフ氏の方に変わりたいと思います。

【プラトフ】 まず、倒産法が規定している管財人の要件というものがあります。高等教育を受けていること、ビジネスの実務経験があること、それから資格試験を受けて、これは倒産事件を管轄する国家機関である我々が試験をしますが、これに合格しなければ管財人にはなれません。そして、管財人になろうと思った場合、そしてこの資格試験を受けようと思った場合は、特別な養成講座を受けることが義務となっています。その養成講座を受けた上で資格試験を受け、合否が決定します。初期段階では、これくらいの要件で十分だったわけですが、今、こうして管財人制度が発足して実務を見てみますと、管財人にもう少し理論的な知識を高めていただく必要があるということが明らかになってきました。そういったわけで、ウズベキスタンには、非政府団体である裁判所任命管財人協会というものがありますが、この管財人協会と私が所属しています非独占化委員会とが協力して、各地方で能力向上のためのセミナーを行っています。これは、倒産法制に関する知識を高めてもらうことと、実務の改善を目標としています。それと、非独占化委員会の中に特別なグループが作られておりまして、管財人協会と協力して、管財人に関する法規の改正案を策定しております。この改正案の目的は、管財人の能力向上を義務化することであり、具体的には、①既に管財人となって活動している者に対して、毎年短期講座の受講を義務化する、②新たに管財人になろうとする者に対して、既に活動を行っている管財人の下で1年間実習することを義務化する、そして、そして資格試験を受けることができるのはこの実習後とし、指導した管財人からお墨付きをもらった者だけが資格試験を受けることができるようにする、ということを考えています。これが、管財人について行われている取組です。

【アジモフ】 このような回答でよろしいでしょうか。

【池田】 私の方から少し裁判所任命管財人についてプラトフ氏に補充質問をさせていただきます。2点あります。1点目は補足になると思いますが、ウズベキスタンにおける管財人制度にお

いては、現在、1級管財人から4級管財人までのカテゴリーがあると思うのですが、このような制度は日本にはないので、是非この場で、このセミナーに参加されている方に御紹介いただきたいと思います。

2点目は、倒産法21条2項に裁判所任命管財人の損害賠償責任が規定されていますが、これについては、3年前に私が現地でヒアリングを行った際に、管財人についての保険制度が必要だと話を伺いましたが、現状について御説明いただけますか。

【プラトフ】確かに管財業務については日本とウズベキスタンとはかなり異なります。日本では弁護士が管財人をされると思うのですが、我が国の場合は高等教育を受けた者で、一定の期間のビジネスの実務経験があり、資格試験に合格した者であれば、だれでも管財業務ができます。例えば、今、大変よく活動している管財人の一人は、元々は、軍関係者です。つまり、軍事活動の専門家であった者です。そして、今池田先生が言われたように、管財人の級、ウズベキスタンではカテゴリーと呼んでいますが、4段階に分かれています。カテゴリー分けの方法ですが、まず試験の成績結果によります。正解率についてですが、例えば第1級については75%以上正解しないとできません。一番下の第4級については50%以上で合格となります。それ以外に、職歴の要件もありますし、それから以前に努めていた職場の役職といった要件もあります。例えば、第1級の管財人になるためには、試験を75%以上の正解率で合格し、企業の幹部として（管理職として）5年以上働いたことがあるということが条件となっています。第4級につきましては、職歴があればよく、このような職歴の高さは問われません。

それから2つ目の質問に対してですが、今のところ残念ながら管財人の保険に関する特別の法令はできていません。しかし、管財人は、その他の現行の法令に従って保険をかけています。我々、非独占化委員会は、管財人がきちんと仕事をしているか、違反はないかなどをモニターするのが役割なのですが、その中で一番重要なのが、管財人が保険加入義務を守っているか（きちんと保険をかけているか）という点です。この違反は、大変大きな違反としてチェックされます。この違反に対する罰則としまして、管財人業務の停止や、最終的には資格の剥奪といったことまで考えられています。これが第2の質問に対する答えですが、よろしいでしょうか。詳しく話しますと長くなりますから、本日は概略についてのみ話しました。

【池田】ありがとうございました。この辺りは注釈書にも書かれていない点ですので、とても参考になりました。

【司会】それでは時間となりましたので、この辺で質疑応答は終了したいと思います。

あいさつ

独立行政法人国際協力機構大阪国際センター次長 池城 直氏

アフマノフ最高経済裁判所第一副長官を始めとするウズベキスタン側発表者の皆様、また、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」の長をお務めいただきました大阪大学大

学院の池田先生を始めとする日本側の発表者の皆様、ウズベキスタンの倒産制度の現状と今後の課題に関し、貴重な発表をありがとうございました。

また、参加者の皆様におかれましては、長時間にわたる御臨席を賜り、誠にありがとうございました。今回のセミナーがウズベキスタンひいては中央アジアにおける法整備支援への理解の一助となれば幸いです。

JICAは、ウズベキスタンに対し、独立後間もない1993年から協力を開始しました。現在は、経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援、経済インフラの更新・整備、公共サービスの改善、社会セクターの再構築を4つの軸として協力を進めております。



同国に対する法整備支援につきましては、経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援の一環として、2002年から研修、専門家派遣等によって協力を進めてきました。2005年からは、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の要請に基づいて、法務省法務総合研究所国際協力部の稲葉部長や伊藤教官を始めとする皆様方、国内作成支援作業部会の池田先生を始めとする各先生方の御支援を頂き、約2年間の技術協力プロジェクト

として、倒産法注釈書プロジェクトを実施してまいりました。このプロジェクトは、JICAにとりましても、中央アジアで実施した最初の本格的な法整備支援プロジェクトであり、大変学ぶところの多いプロジェクトであったと言えます。御協力いただきました関係者の皆様に、この場をお借りして御礼申し上げたいと存じます。

このプロジェクトの中で、今年3月に、ウズベキスタン側・日本側の御尽力の結果、倒産法の注釈書が完成したことを大変喜ばしく思っております。注釈書の作成過程においては、注釈書というものについての考え方の違い等、様々な御苦勞があったことと存じます。多くの困難を乗り越え、注釈書を完成させたウズベキスタン側、日本側の多大な努力に敬意を表すところです。ウズベキスタン側ワーキンググループの皆様にとって、注釈書作成過程で得たものは非常に大きかったことと思います。是非今回得た注釈書作成のノウハウを今後の倒産法注釈書の改訂や他の注釈書作成における土台にしていいただければと願っております。

また、倒産法制度の定着、発展のためには、本日の発表者の方のお話の中に何度もありましたとおり、発刊することだけでは十分とはいえ、広く普及活動を行い、関係者の理解を深めることが重要なかぎとなります。最高経済裁判所のこれからの取組に、JICAとしても大変期待しているところです。

今後の最高経済裁判所、そしてウズベキスタンにおける更なる倒産法制度の発展を祈念いたしまして、私の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。